

海とくらしの史料館のあり方検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 海とくらしの史料館の今後のあり方を検討するにあたり、広く市民の意見を反映させるため、海とくらしの史料館のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、海とくらしの史料館の今後のあり方の検討について、市長の求めに応じて、意見を述べるとともに必要な助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 別表に掲げる各種団体の代表者又は当該団体の代表者が推薦する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 前項の規定により委嘱された委員に欠員が生じた場合は、市長は速やかにその後任の委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内において市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。この場合において、会議の開会までに委任状の提出があった委員は、出席したものとみなす。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

鳥取県水産試験場
一般社団法人境港水産振興協会
境港市観光協会
一般社団法人境港青年会議所
鳥取県立境港総合技術高等学校
境港市立小学校長会
海とくらしの史料館利用者